

## 入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度(大学院)

制度及び手続に関する詳細は、必ず愛媛大学公式ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/>



令和8年度(前期)分・入学料・授業料免除等の申請について

【令和8年4月に入学予定の方】

[https://www.ehime-u.ac.jp/tp\\_20250908\\_menjo/](https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250908_menjo/)



(お問合せ先)

人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科

学生生活支援課 Tel: 089-927-9169

E-mail: syougaku@stu.ehime-u.ac.jp

農学研究科

農学部事務課学務チーム

Tel: 089-946-9648

E-mail: agrgakum@stu.ehime-u.ac.jp

※上記以外の研究科・学環は、入学する研究科・学環の入学案内でご確認ください。

### (1)入学料免除

#### ①入学料免除の対象者

次のいずれかに該当する者

i) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、本学が定める学力基準を満たす者

ii) 入学前1年以内に、本人(入学する者)の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が困難であり、かつ、本学が定める学力基準を満たす者

※ 東日本大震災等の大規模災害で被災した者は、『(5)東日本大震災等で被災した者に対する入学料免除制度・授業料免除制度』をご確認ください。

#### ②申請方法

i) 入学手続専用サイトでの入力項目「入学料免除・徴収猶予申請」で「入学料免除を申請する」にチェックを入れてください。

ii) 申請書類は、以下③の愛媛大学公式ウェブサイトからダウンロードできます。各自で印刷し、必要書類を準備の上、申請書類一式を学生生活支援課窓口に提出または入学手続関係書類に同封して郵送してください。

#### ③申請書類

申請書類は、愛媛大学公式ウェブサイトから入手できます。

[https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/20250228nyumen\\_in.pdf](https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/20250228nyumen_in.pdf)



#### ④結果等について

入学料免除申請者は、選考結果の通知まで入学料の納付は猶予されます。

結果通知 令和8年6月下旬予定 (郵送により通知)

納付期限 令和8年9月18日(金) (結果が「一部免除」「不許可」の場合)

希望のとおり減免されるとは限らないため、減免されない場合の支払い方策をあらかじめ検討しておいてください。

#### ⑤注意事項

- ・入学料免除申請は、必ず入学手続き期間中に行ってください。
- ・入学料免除を申請した者は、本学が指示するまでは入学料を納付しないよう注意してください。入学料を納付すると、申請を辞退したことになります。
- ・入学料免除が不許可又は一部免除となった者は、本学の指示があり次第、速やかに入学料を納付してください。
- ・入学料免除申請者は、入学手続き期間終了後に入学を辞退する場合、入学料免除申請を辞退したのものとして、直ちに入学料を納付してください。

### (2)入学料徴収猶予

#### ①入学料徴収猶予の対象者

次のいずれかに該当する者

- i) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難である者  
( (1) の入学料免除申請者を除く )
- ii) その他やむを得ない事情があると認められる者

#### ②申請方法

入学手続き専用サイトでの入力項目「入学料免除・徴収猶予申請」で「入学料徴収猶予のみ申請する」にチェックを入れ、申請書類を入学手続き関係書類に同封してください。

#### ③申請書類

申請書類は、愛媛大学公式ウェブサイトから入手できます。

[https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/07/r5\\_04guide.pdf](https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/07/r5_04guide.pdf)



- i) 入学料徴収猶予申請書(本学所定様式)
- ii) 結果通知用封筒(長形3号の封筒に110円切手を貼付し、宛名に学資負担者の住所・氏名及び学生氏名を記入したもの)

#### ④徴収猶予期間

許可された場合の入学料徴収猶予期間は、令和8年9月18日(金)までです。  
(入学料徴収猶予の結果通知は、令和8年6月下旬頃に郵送する予定です。)

#### ⑤注意事項

- ・入学手続き完了後の入学料徴収猶予申請はできません。
- ・入学料徴収猶予を申請した者は、本学が指示するまでは入学料を納付しないよう注意してください。入学料を納付すると、申請を辞退したことになります。
- ・入学料徴収猶予が不許可となった者は、本学が指示する期限までに入学料を納付してください。
- ・入学料徴収猶予の申請者は、入学手続き期間終了後に入学を辞退する場合、入学料徴収猶予申請を辞退したのものとして、直ちに入学料を納付してください。

### (3)授業料免除

#### ①授業料免除の対象者

次のいずれかに該当する者

- i) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ii) 入学前1年以内に学資負担者が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことが認められる者  
※東日本大震災等の大規模災害により被災した者は、「(5)東日本大震災等により被災した者に対する入学料免除制度・授業料免除制度」を参照してください。

#### ②申請方法・申請書類

申請書類の提出方法は、愛媛大学公式ウェブサイトでお知らせします。

(様式の掲載は令和 8 年 2 月下旬、申請期間は令和 8 年 3 月を予定しています。)

■愛媛大学公式ウェブサイト

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/>

【令和 8 年 4 月に入学予定の方】

[https://www.ehime-u.ac.jp/tp\\_20250908\\_menjo/](https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250908_menjo/)

### ③結果等について

授業料免除申請者は、選考結果の通知まで授業料の納付は猶予されます。結果通知まで授業料は納付しないでください。(口座引落の場合は、一旦引落を停止します。)

<令和 8 年度前期分>

結果通知 令和8年8月上旬予定(Web(修学支援システム)により通知)

納付期限 令和8年8月下旬予定(結果が「一部免除」「不許可」の場合)

希望のとおり減免されるとは限らないため、減免されない場合の支払い方策をあらかじめ検討しておいてください。

### ④注意事項

- ・授業料免除を申請した者は、本学が指示するまでは授業料を納付しないよう注意してください。授業料を納付すると、授業料免除の申請を辞退したことになります。
- ・授業料免除が不許可、一部免除となった者は、本学が指示する期限までに授業料を納付してください。

## (4)授業料徴収猶予

### ①授業料徴収猶予の対象者

次のいずれかに該当する者

- i) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難である者  
( (3)の授業料免除申請者を除く。)
- ii) その他やむを得ない事情があると認められる者

### ②申請方法

申請書類の申請時期は令和 8 年 3 月を予定しています。様式、申請時期、提出方法等の詳細については、令和 8 年 2 月下旬に以下の愛媛大学公式ウェブサイトでお知らせする予定です。

■愛媛大学公式ウェブサイト

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship-exemption/>

【令和 8 年 4 月に入学予定の方】

[https://www.ehime-u.ac.jp/tp\\_20250908\\_menjo/](https://www.ehime-u.ac.jp/tp_20250908_menjo/)

### ③申請書類

- i) 授業料徴収猶予申請書(所定用紙)
- ii) 結果通知用封筒(長形 3 号の封筒に 110 円切手を貼付し、宛名に学資負担者の住所・氏名及び学生氏名を記入したもの)

### ④徴収猶予期間(前期分)

許可された場合の授業料徴収猶予期間は、令和 8 年 9 月 18 日(金)までです。  
(授業料徴収猶予の結果通知は、令和 8 年 5 月下旬頃に郵送する予定です。)

## (5)東日本大震災等により被災した者に対する入学料免除制度・授業料免除制度

東日本大震災により被災した者で次のいずれかに該当する者のうち免除制度希望者は、

入学手続前に必ずお問合せ先へ直接相談してください。

①学資負担者が、次の災害救助法適用地域において被災し、自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失の罹災証明が得られる者

ア 岩手県、宮城県及び福島県の全市町村

イ 青森県、茨城県、栃木県及び千葉県の災害救助法適用市町村

②学資負担者が震災により死亡又は行方不明の者

③学資負担者の居住地が福島第一原発事故による警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

※そのほか、「令和 6 年能登半島地震」「平成 30 年 7 月豪雨」等の大規模災害(注:日本の災害救助法適用地域に限ります。国外の災害は適用外ですのでご注意ください。)により被災した者は、入学手続前に必ずお問合せ先にご相談ください。